



沖防第2870号  
25.7.30

沖縄県知事 殿

沖縄防衛局長



オスプレイに関する確認について（回答）

日頃から当局業務にご理解・ご協力頂き感謝申し上げます。  
標記について、下記のとおり回答致します。

記

1 「オスプレイの飛行実態や運用の確認を要する事項」について

MV-22オスプレイの運用に関して、当局は普天間飛行場周辺及び各防衛事務所等で離着陸状況等を確認しており、夜間についても普天間飛行場に設置した映像観測装置（カメラ）により飛行の有無を確認しているところです。

飛行経路については、普天間飛行場周辺に設置している航空機航跡観測装置において、同飛行場を離着陸するMV-22オスプレイの航跡データの取得に努めてまいります。

なお、御指摘の318件については、当局が目視調査で撮影した写真と照合したところ119件について、対応する写真がありました。

御指摘の夜間飛行の3件については、いずれも22時以降に普天間飛行場へ着陸したことを確認しておりますが、夜間飛行訓練について運用上必要な場合があるものの、できるだけ22時以降は飛行しないよう努力しているとの説明を米側から受けています。

那覇市、浦添市の市街地上空の飛行については、当局で撮影した写真はありませんが、件数が特定の6日間に集中しており、従来から設定されている飛行ルートを使用した計器飛行による訓練であるとの説明を受けております。また、北部訓練場や中部訓練場（キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブなど）へ移動の際、周辺地域への影響を少なくするよう、できるだけ施設・区域内や住宅地が少ない場所を飛行するなどしているとの説明を米側から受けています。

那覇市、浦添市の市街地上空で垂直離着陸モードでの飛行を行ったとの御指摘については、報じられた代表的な写真を分析したところ垂直離着陸モードではなく、転換モードであり、米側からも、那覇市、浦添市の市街地上空での飛行は垂直離着陸モードではないとの説明を受けています。

普天間飛行場周辺における航跡データでは、平成19年に日米間で合意したとおり、概ねタンゴポイント、キロポイントを通過するルートを飛行し、できる限り人

口密集地域上空を避けて飛行していることが確認されています。

いずれにしても、日米合同委員会合意に違反しているのとの確証は得られていませんが、オスプレイの飛行が日米合同委員会合意に違反することが確認された場合には、米側に対し、当該合意の内容を遵守するよう強く求めてまいります。また、地元の皆様から申し入れ等があった場合には、地元の皆様に最大限の配慮を払うこと等の申し入れを米側に行っているところであり、今後とも適切に対応してまいります。

「環境レビューと運用実態との検証」については、そもそも環境レビューは米軍がMV-22オスプレイの配備に際し、地域住民や周辺環境への影響を分析するために実施したものであり、実際の運用計画と異なるものと承知しております。当局としては、地元住民の皆様や地元自治体の騒音苦情や要請等を通して、今後とも、米側に対し地元への妥当な配慮を払うよう申し入れ等を行ってまいります。

また、本土への訓練を行うことにつきましては、現在、日米間で協議しているところです。墜落事故の再発防止策等については、現時点では米側から具体的な情報提供はなされていないところであり、米側から情報が得られれば、速やかにご説明したいと考えております。

## 2 「オスプレイの配備に関連して政府に対しこれまで要請した事項」について

MV-22オスプレイの配備については、我が国の安全保障にとって大変大きな意味がありますが、その運用に関しては、地元の皆様への最大限の配慮が前提です。引き続き、防衛省として沖縄の基地負担の軽減のため本土への訓練移転について検討を進めるとともに、周辺地域に及ぼす飛行運用による影響が最小限となるような飛行経路を設定する等、日米合同委員会合意が適切に実施されるよう、今後とも米側との間で必要な協議を行ってまいります。

普天間飛行場の移設について、沖縄には厳しい声があることは承知しておりますが、その固定化は絶対に避けなければなりません。日米間の累次の合意に従い、普天間飛行場の移設・返還が早期に実現できるよう誠実に努力を重ねていきたいと考えております。

## 3 環政第1565号（平成24年10月11日付文書）については、以下の通り回答致します。

### (1) MV-22オスプレイの「運用に伴う航空機騒音及び低周波音の測定」について

航空機騒音については、現在、嘉手納飛行場周辺、普天間飛行場周辺、伊江村、東村高江集落において騒音測定を実施しており、今年度においても他の地域において騒音測定器の設置を実施することとしております。

一般的に、固定発生源（ある時間連続的に低周波音を発生する固定された音源）から発生する低周波音については、低周波音問題対応についての「評価指針」が示されていますが、航空機の飛行を含む交通機関等の移動発生源からの低周波音苦情には適用しないこととされており、移動発生源からの低

周波音についての基準は存在しないことから、MV-22 オスプレイの飛行等により発生する低周波音については、必要に応じて、今後、実態を把握した上で、対応を検討していきたいと考えております。

- (2) 「環境レビューで示された予測結果を検証するための動植物及び生態系に係る調査の実施」及び「上記(1)及び(2)の測定、調査の結果、環境への影響が確認された場合における適切な環境保全措置」について

環境レビューは、米国大統領令及び米国防省指令に基づき、米国外での連邦政府の活動による環境への影響を分析するため、航空安全、騒音、自然資源、文化資源等の評価項目について現状と潜在的影響を検討し、環境に影響を及ぼす可能性のある事項については適切な措置が講じられるとしており、米国政府の責任の下、適切な手法により行われたものだと認識しております。

当局といたしましては、MV-22のオスプレイの飛行等による環境への影響については、今後、必要に応じて、実態を把握した上で、環境保全措置等を検討し、適切に対応してまいりたいと考えております。

- (3) 「北部訓練場のヘリコプター着陸帯移設事業(仮称)について、MV-22の運用による環境への影響について、環境影響評価を再度実施すること」について

北部訓練場におけるヘリコプター着陸帯移設事業については、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の適用外であるものの、沖縄県北部地域の自然環境の保全に最大限配慮するとの観点から、当局の自主的判断により沖縄県環境影響評価条例に準じた環境影響評価の手続を採ったものです。

貴県からは、当該訓練場における自主的な環境影響評価を再度実施するようご要請がありましたが、そもそも、沖縄県環境影響評価条例や施行規則では航空機の機種変更が手続をやり直す要件になっていないこと、また、当局が自主的に行った環境影響評価では、米軍が使用しているヘリコプターの中で騒音レベルが最も大きいCH-53を対象としており、環境レビューにおいても、MV-22はCH-46と比較して騒音が概ね低いとされていること等を踏まえれば、環境影響評価の新たな実施や変更は必要ないものと考えているところです。

しかしながら、当局で自主的に行っている環境影響評価で実施する事後調査において、供用後の騒音調査や動植物及び生態系に係る調査等を行うこととしており、当該調査により貴県のご要請に対応できるものと考えています。

以上